

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 第二期中期計画の変更内容について

【中期計画変更の理由】

- (1) 第1期中期目標期間終了時の残余额(積立金)のうち、都が承認した額を第2期へ繰り越し、試験研究経費に充当
- (2) 震災による新本部建設工事の遅れに伴う、整備事業(研究設備工事、試験研究機器整備等)の延期
⇒ 平成22年度交付金の一部を都に返納し、都予算を繰り越す会計処理(事故繰越)を経て、平成23年度に再交付
- (3) 平成23年度6月補正予算による「東京緊急対策2011」事業(放射線量測定試験、省電力製品開発支援など)の追加

(1)～(3)のため、予算、収支計画、資金計画を変更
(1)のため、「積立金の使途」の項目を追加

平成23～27年度予算(当初計画)

<収入> 35,965
<支出> 35,965

自己収入	4,880	試験研究経費	
施設整備費補助金	50	<外部資金・地域結集研究含む>	7,483
運営費交付金	31,035	役職員人件費	13,983
		一般管理費	9,439
		産業支援拠点整備費	5,060

平成23～27年度予算(変更承認案)

<収入> 39,185
<支出> 39,185

理由(1) ⇒

積立金取崩	743		
自己収入	4,880	試験研究経費	
施設整備費補助金	50	<外部資金・地域結集研究含む>	8,226
運営費交付金	33,511	役職員人件費	13,983
		一般管理費	9,439
		産業支援拠点整備費	7,288
<増分内訳>			
(事故繰越予算)	(2,227)		
(補正予算)	(249)	東京緊急対策	249

理由(2) ⇒

理由(3) ⇒

「積立金の使途」

中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。

= 既に中期計画で定めている「剰余金の使途」と同内容

(参考)

積立金 = 設立団体の承認を受けて、中期目標期間を越えて残余额を繰り越した「前中期目標期間繰越積立金」を指す。

剰余金 = 各年度の残余额を、中期目標期間内で繰り越して使用するために、設立団体の承認を受けて積み立てた「目的積立金」を指す。

(注) 百万円未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

【地方独立行政法人法】

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

【東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則】

第四条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 積立金の使途
- 三 その他法人の業務運営に関し必要な事項